

八尾市可燃ごみ等収集運搬業務委託特記仕様書（第4区域）

1 目的

この仕様書は、八尾市可燃ごみ等収集運搬業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、八尾市（以下「本市」という。）が委託する八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（以下「本業務」という。）について、特別に必要な事項を定める。

2 対象とする可燃ごみ等の種類、内容及び収集曜日・回数

共通仕様書「4 業務内容」で定める対象とする可燃ごみ等の種類、内容及び収集曜日・回数は表1のとおりとし、以下の点に留意すること。

- (1) 本市が収集するごみのうち、本業務においては、容器包装プラスチック（「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）に基づいて指定表示製品と定められたプラスチック製容器包装）は対象としない。
- (2) 本市の可燃ごみ等の収集区域については、本市域を4分割し、収集曜日を定めており、それぞれA～D地区としている。当該区域については、市民に配布する収集曜日カレンダー及び市ホームページを確認すること。（収集曜日カレンダーは必要部数提供可。）
- (3) 事業用指定袋及び地域活動用指定袋も収集対象とする。ただし、地域活動用指定袋については、本市が収集するもの（概ね10袋以上）を除く。
- (4) 本市が指定する共同住宅、ふれあい収集及び狭路沿い物件等は本業務の収集対象としない。
- (5) 共通仕様書記載のとおり、可燃ごみ等は基本的に指定袋により排出されるが、簡易ガスボンベ・スプレー缶については透明袋による排出となる。

表1

可燃ごみ等の種類	内容	収集曜日・回数
可燃（燃やす）ごみ	台所ごみ、草・小枝、革製品、プラスチック製品（容器包装プラスチックを除く。）、再生のできない紙くず等	(A・B地区) 月・木曜日（週2回） (C・D地区) 火・金曜日（週2回）
簡易ガスボンベ・スプレー缶	簡易ガスボンベ・スプレー缶（危険物）	可燃（燃やす）ごみと同時収集
ペットボトル	資源有効利用促進法に基づいて指定表示製品と定められた飲料・酒類・特定調味料用のペットボトル	(A地区) 第4水曜日（月1回） (B地区) 第2水曜日（月1回） (C地区) 第3水曜日（月1回） (D地区) 第1水曜日（月1回）
資源物	飲み物のびん、調味料のびん、化粧品 のびん、缶詰の缶、飲み物の缶	(A・B地区) 第1・3水曜日（月2回） (C・D地区) 第2・4水曜日（月2回）
複雑ごみ	金属類（缶詰の缶、飲み物の缶を除く。）、小型家電製品、かさ、電球、鏡、 蛍光灯、乾電池、体温計等	(A地区) 第2水曜日（月1回） (B地区) 第4水曜日（月1回） (C地区) 第1水曜日（月1回） (D地区) 第3水曜日（月1回）
埋立ごみ	陶磁器類、ガラスくず等	(A・B・C・D地区) 第5水曜日（該当月のみ）

なお、曜日ごとの各地区におけるごみの種類は表 2 のとおりである。

表 2

曜日		ごみの種類
月曜日		A 地区・B 地区の可燃（燃やす）ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶
火曜日		C 地区・D 地区の可燃（燃やす）ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶
水曜日	第 1 水曜日	A 地区・B 地区の資源物、C 地区の複雑ごみ、D 地区のペットボトル
	第 2 水曜日	A 地区の複雑ごみ、B 地区のペットボトル、C 地区・D 地区の資源物
	第 3 水曜日	A 地区・B 地区の資源物、C 地区のペットボトル、D 地区の複雑ごみ
	第 4 水曜日	A 地区のペットボトル、B 地区の複雑ごみ、C 地区・D 地区の資源物
	第 5 水曜日	全地区の埋立ごみ
木曜日		A 地区・B 地区の可燃（燃やす）ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶
金曜日		C 地区・D 地区の可燃（燃やす）ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶

3 収集箇所及び想定収集量

共通仕様書「6 収集箇所及び収集量」は別図（第 4 区域）、別図（第 4 区域（水曜日除外））及び次のとおりとする。なお、各地区において、月、火、木、金曜日と水曜日で収集箇所（収集エリア）が異なることに留意すること。

第 4 区域における 1 日当たりの可燃（燃やす）ごみ想定収集量（令和 6 年度における概算値）

A 地区：約 13 トン、B 地区：約 12 トン

C 地区：約 12 トン、D 地区：約 12 トン

※収集箇所（別図）は、収集量その他、走行距離等を勘案のうえ、設定している。

4 搬入場所

共通仕様書「4 業務内容」に示す可燃ごみ等の搬入場所として本市が指定する搬入施設、受入時間は、表 3 のとおりとする。

なお、搬入施設における事故や故障、本市の事業運営上の理由等により、搬入場所及び受入時間を変更する必要があるが、その際は、本市から変更後の搬入場所等を指示するので、受託者は対応を行うこと。

表 3

ごみの種類	搬入施設	所在地	電話番号	受入時間
可燃（燃やす）ごみ	大阪広域環境施設組合 八尾工場	八尾市上尾町 7-1	072-923-4226	9:15～12:00 13:00～16:00
ペットボトル、資源物、複雑ごみ	八尾市立リサイクルセンター	八尾市曙町 2-11	072-992-2060	9:00～11:45 12:45～16:00
簡易ガスボンベ・スプレー缶、埋立ごみ	八尾市一般廃棄物最終処分場	八尾市上尾町 9-36	072-993-1767	9:15～11:45 13:00～16:00

5 搬入方法等

共通仕様書「11 作業上の指示事項」に示す搬入場所への搬入方法等は次のとおりとする。

(1) 大阪広域環境施設組合 八尾工場

搬入にあたっては、大阪広域環境施設組合より本市を通じて貸与されるＩＣカードを使用すること。なお、事前に八尾市一般廃棄物最終処分場において、ＩＣカードのロック解除を行うこと。また、市民等の利用も想定されるため、ロック解除の際は整列の上、順番を守ること。

ア 搬入にあたっては、本市が指示する場合を除き、必ず２度計量（往復計量）を行うこととし、各計量器に設置されたＩＣカードリーダーにＩＣカードをタッチし計量すること。

イ 搬入前と搬入後の計量は、必ず同数の乗務人数で行うこと。

ウ 搬入ごとに計量票を受け取り、搬入したごみの重量を記録すること。

エ 搬入する際は、搬入施設の受入基準を遵守するとともに、搬入施設の職員の指示に従うこと。

オ 搬入施設内では、他の収集車両等に留意するとともに、搬入施設の職員の誘導、指示がある場合は、その指示に従うこと。

カ 搬入する際、搬入物展開検査を実施する場合があるが、その際は、検査員の指示に従うこと。

キ ごみ投入時にプラットホーム等にごみが散乱した場合は、業務従事者が清掃を行うこと。

(2) 八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場

搬入にあたっては、本市が貸与するＩＣカードを使用すること。

ア 搬入にあたっては、本市が指示する場合を除き、必ず２度計量（往復計量）を行うこととし、各計量器に設置された操作ポストにＩＣカードをかざし計量すること。（ただし、埋め立てごみは１度計量とする。）

イ 搬入前と搬入後の計量は、必ず同数の乗務人数で行うこと。ただし、八尾市一般廃棄物最終処分場においては、作業員降車（運転手のみ乗車）の上、計量すること。

ウ 搬入ごとに搬入したごみの重量を記録すること。

エ 搬入する際は、搬入施設の受入基準を遵守するとともに、搬入施設の職員の指示に従うこと。

オ 搬入施設内では、他の収集車両等に留意するとともに、搬入施設の職員の誘導、指示がある場合は、その指示に従うこと。

カ 搬入する際、搬入物展開検査を実施する場合があるが、その際は、検査員の指示に従うこと。

キ ごみ投入時にプラットホーム等にごみが散乱した場合は、業務従事者が清掃を行うこと。

6 使用車両

共通仕様書「８ 使用車両」の仕様は下記のとおりとする。

(1) 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合したものであること。

(2) 最大積載量 2,000 キログラム以上 3,000 キログラム以下であること。

(3) 収集区域内には、狭あいな道路もあることから、塵芥車の大きさは、可能な限り、長さ 530 cm未満、幅 190 cm未満、高さ 230 cm未満とすること。

(4) ごみや汚水の飛散及び流出、悪臭が漏れるおそれのない構造であること。

(5) 左折及び後退時の警告音声アラームを設置すること。

(6) バックカメラを設置すること。

(7) ドライブレコーダーの仕様は以下のとおりとする。

- ア 2日分の業務時間を保存可能な録画容量を確保すること。
- イ 27.5fps以上のフレームレートで録画すること。
- (8) キャビン後部に遮熱に配慮したガス缶回収用のボックス（100リットル以上）を設置すること。
- (9) 「作業中」の表示灯を設置すること。また、収集作業中は必ず点灯させること。
- (10) 車載用拡声器システム（アンプ（SDカード対応型）、スピーカー）を設置すること。なお、収集作業中は本市の指定する音楽、メッセージを鳴らすこと。
- (11) ほうき、ちりとりを格納するための金具を設置すること。
- (12) 車載用消火器を1本以上設置すること。
- (13) 受託者は、次のとおり使用車両に表示等を行うこと。
- ア 本市委託業務用の車両である旨や号車番号等の表示を行うこと。
- イ 本市施策の周知や市民啓発のために作成したポスター等で本市が表示を求めたもの。
- ウ 表示する場所及び数量等については、本市の指示に従うこと。
- (14) 前号アの本市委託業務用の車両である旨等の表示は以下のとおりとする。ただし、表示面に十分な面積が確保できない場合は協議によるものとする。
- ア 表示方法：塗装若しくはカッティングシート
- イ 表示箇所、表示内容及び文字サイズ：
- ①車体側面（左右）
- ・「八尾市可燃ごみ等委託」…1文字縦・横12センチメートル以上
 - ・「No. 1（2，3）」（号車）…同上
 - ・「商号」…同上
- ②車体前後
- ・「八尾市委託」…1文字縦・横12センチメートル以上
- ウ 文字色：黒若しくは白色で視認性の良好なものとする。
- ※ただし、収集忘れのごみの収集に限り、共通仕様書「使用車両一覧表」（様式3）により届出のうえ、軽ダンプ車等を使用することができるものとする。なお、本業務以外での使用も可能とするが、以下を満たすものとする。
- ア ドライブレコーダーを設置し、収集作業中は必ず録画の上、本市が記録の確認や提出、保存等の指示を行った場合は、その指示に従うこと。
- イ 対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入すること。
- ウ 車体側面（左右）にマグネットシート等で商号及び「八尾市可燃ごみ等委託」と表示すること。

（参 考）本特記仕様書の業務量について

- (1) 本業務の第4区域における業務量は、3人乗車で2t塵芥車3台相当分である。また、1日1台当たりの搬入回数は3～5回である。
- (2) 委託期間（令和9年度～令和13年度）における各年度の想定収集日数は、258日の見込みである。
- (3) 本業務の使用車両に伴う想定走行距離は、1台当たり1月にそれぞれ約1,320kmである。（本市直営の実績からの概算）